

第1章 計画の概要

1 計画の背景

国は、令和5年4月にこども家庭庁を発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法¹」を施行し、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指していくこととしています。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「中央市子ども・子育て支援事業計画～親が子どもがいきいきプラン～」を、令和2年3月に「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画～親が子どもがいきいきプラン～」を策定し、子ども・子育て支援の各種施策・事業を展開してきました。

令和4年4月に、玉穂支所内に中央市子育て支援センターを開設しました。就学前のこどもを連れて気軽に立ち寄れる環境整備のほか、子育て中の親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施など安心してこどもを生み育てる環境を用意することで、親とこどもの健やかな育ちを支援することを目的としています。開設以来多くの方にご利用いただき、市の特徴とも言える施設のひとつとなっています。

このほか、令和6年4月に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を集約し「こども家庭センター」をこども健康部内に設置し、妊産婦や子育て世帯などに対して一体的な相談支援を行うための体制を整備しています。

また、子育て世帯の負担軽減のため、子ども医療費助成の対象を高校生年代まで拡充したことやすべての児童の保育料の無料化の実施など、子育て世帯への支援の充実も図ってきました。

このたび、「第2期中央市子ども・子育て支援事業計画～親が子どもがいきいきプラン～」の計画期間が令和6年度をもって満了となることから、計画の評価・見直しを行い、こども大綱も踏まえたうえで、新たに「第3期中央市子ども・子育て支援事業計画～親がこどもがいきいきプラン～」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

¹ 本計画内において「こども基本法」の基本理念にならい「こども」表記に統一して使用しています。なお、法律名、計画名、団体名などの特定の字句や各種データなど過去に「子ども」や「子供」等の字句を使用しているものは、そのままの表記を使用しています。

2 計画の目的

本計画は、本市における子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「次世代育成支援」の基本的な考え方を踏まえ、市民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定しました。

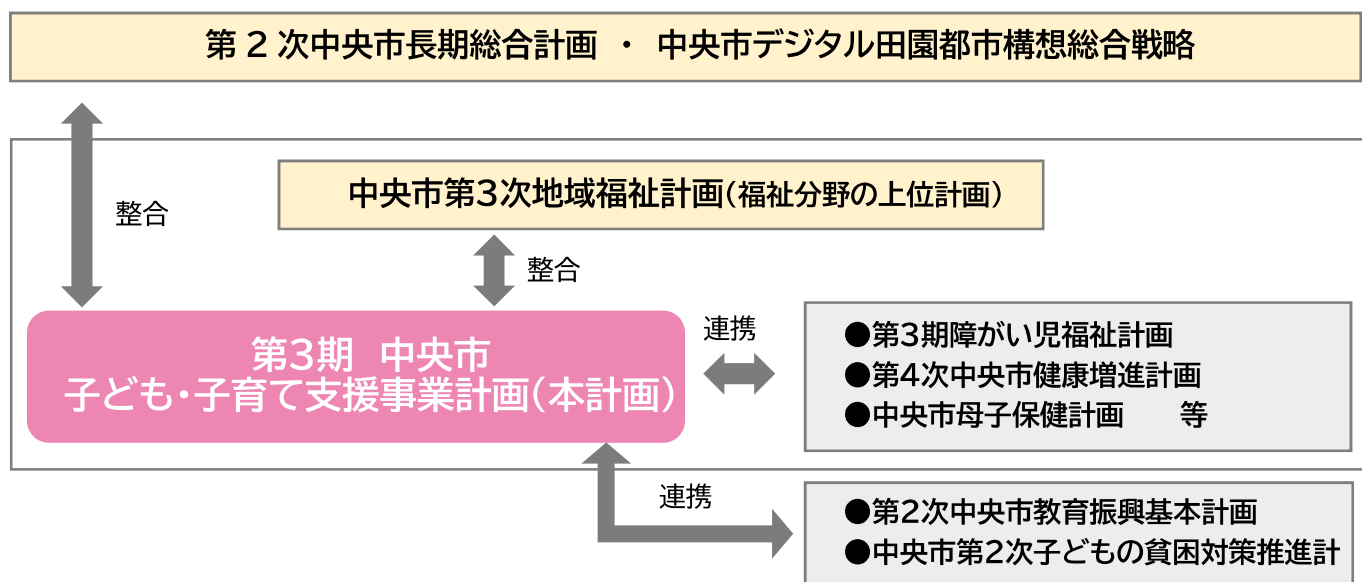
3 計画の名称

計画の名称は前計画を継承し、「第3期中央市子ども・子育て支援事業計画～親がこどもがいきいきプラン～」としました。

4 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条¹に基づき、本市の最上位計画である「第2次中央市長期総合計画」に示された市の基本理念を踏まえ、市の子育てに関わる各種計画との整合性を図った上で策定しました。

なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和6年に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正）に基づく市町村計画「中央市第2次子どもの貧困対策推進計画」については、令和5年3月に改定したところであり、個別の計画として推進します。



¹ 子ども・子育て支援法第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法第61条第1項により、5年ごとに策定することが義務づけられているため、令和7年度から令和11年度とします。

なお、最上位計画である第2次中央市長期総合計画や、中央市デジタル田園都市構想総合戦略、また、関係性の強い中央市教育振興基本計画や中央市子どもの貧困対策推進計画などの期間は次のとおりです。各関連計画が本計画の期間中に終了するため、関連計画の見直しに伴い、本計画も適宜見直す可能性があります。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
第2次中央市長期総合計画									
中央市デジタル田園都市構想総合戦略									
中央市第3次地域福祉計画									
第2次中央市教育振興基本計画									
中央市第2次子どもの貧困対策推進計画									
第4次中央市健康増進計画									
中央市母子保健計画									
本計画（第3期中央市子ども・子育て支援事業計画）									



中央市役所本館